

薬生食輸発0519第2号
令和2年5月19日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ミャンマー産ごまの種子のアフラトキシン)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号（最終改正：令和2年5月12日付け薬生食輸発0512第2号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、ミャンマー産ごまの種子のアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、令和2年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和2年 5月19日	ミャンマー	ごまの種子及びその加工品（ごまの種子を30%以上含有するものに限る）	アフラトキシン	